

## 宝塚市商業活性化推進事業補助金交付要綱

宝塚市商業活性化推進事業補助金交付要綱（平成19年4月1日制定）の全部を改正する。

（通則）

第1条 宝塚市商業活性化推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、補助金等の取扱いに関する規則（平成元年規則第19号）の定めるところによるほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

（補助対象事業者）

第2条 補助金の交付対象となる事業者は、別表に掲げるとおりとする。

（補助事業の内容等）

第3条 この要綱に基づく、補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の目的、補助金の額等に関しては、別表に掲げるとおりとする。

（補助金の交付申請）

第4条 前条の補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書及び市長が別に定める書類を市長にその指定する期日までに提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第5条 市長は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）をする。

2 市長は、交付決定をする場合において、必要があるときは、条件を付するものとする。

3 市長は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（補助事業の着手の届出）

第6条 市長は、前条の規定により補助金交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が補助事業に着手したときは、その旨を届け出るよう求めることがある。

（補助事業の変更、中止又は廃止）

第7条 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分の変更（市長が別に定める軽微な変更を除く。）及び、補助事業の内容の変更（市長が別に定める軽微な変更

を除く。)を行おうとする場合は、補助事業変更承認申請書及び別に定める書類を市長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止を行おうとする場合は補助事業中止(廃止)承認申請書を、市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、補助事業の変更、中止又は廃止の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を補助事業変更承認通知書又は補助事業中止(廃止)承認通知書により、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の遂行状況報告等)

第8条 補助事業者は、市長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、市長が別に定めるところにより当該報告をしなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が、予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業遂行困難状況報告書を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

(実績報告書)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止を受けたときを含む。以下同じ。)又は第5条の交付決定に係る市の会計年度が終了したときは、補助事業実績報告書及び市長が別に定める書類を市長にその指定する期日までに提出しなければならない。

(是正命令等)

第10条 市長は、補助事業の完了に係る前条の実績報告があった場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該内容等に適合させるための措置を補助事業者に命ずることができる。

- 2 前項の規定は、第8条第1項の報告があった場合に準用する。
- 3 補助事業者は、第1項の措置が完了したときは、前条の規定に従って実績報告をしなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、補助事業の完了に係る第9条及び前条第3項の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の額が、交付決定額（第7条第1項及び第2項の規定により変更された場合にあつては、同項の規定により通知された金額をいう。以下同じ。）と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

（補助金の請求）

第12条 市長は、前条第1項の額の確定を行ったのち、補助事業者から提出される補助金請求書により補助金を交付する。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定に係わらず概算払することができる。

（交付決定の取消）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部取り消すことがある。

- （1） この要綱の規定に違反したとき。
- （2） 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- （3） 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- （4） 偽りその他不正な手段により補助金を受けたとき。

2 市長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条第1項の規定による取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期間を定めて、その返還を命ずることができる。

2 市長は、第11条第1項の額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該確定日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

3 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前2項の期限を延長することができる。

（帳簿の備付け）

第15条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年から5年間保存しなければならない。

（様式）

第16条 この要綱に規定する補助金交付申請書等の様式は、別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 宝塚商店街元気づくり事業補助金交付要綱(平成16年4月1日施行)

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

(要綱の失効に伴う経過措置)

4 この要綱施行の際現に補助金の申請を行っている者に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際現に補助金の申請を行っている者に係る補助金については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際現に補助金の申請を行っている者に係る補助金については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際現に補助金の申請を行っている者に係る補助金については、なお、従前の例による。

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際現に補助金の申請を行っている者に係る補助金については、  
なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁終了の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際現に補助金の申請を行っている者に係る補助金については、  
なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際現に補助金の申請を行っている者に係る補助金については、  
なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第6  
3号）の施行の日（平成31年4月30日）の翌日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、こ  
れを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。